

暫定税率・地方環境税・地方税制プロジェクトチーム

平成 22 年度税制改正に向けた主な活動状況(これまでの経緯)

- 10 月 5 日 地方税制小委員会を開催し、「平成 22 年度税制改正等に関する提案」をとりまとめ
 - 〃 「平成 22 年度税制改正等に関する提案」を原口総務大臣はじめ総務省政務三役に提案
- 10 月 21 日 「平成 22 年度税制改正等に関する提案」を峰崎財務副大臣に提案
- 10 月 29 日 政府税制調査会 地方団体との意見交換会において、全国知事会の提案を説明
- 11 月 12 日 暫定税率・地方環境税・地方税制プロジェクトチームを設置、第 1 回開催

<平成 22 年度税制改正への対応方針>

暫定税率が廃止された場合の対応として、揮発油や軽油といった化石燃料に対して、炭素含有量等に応じて課税する新しい地方税「地方環境税(仮称)」を創設すること
扶養控除の見直しについては、国税(所得税)と地方税(住民税)を一体として見直すべきこと
たばこ税の税率引上げについては、国と地方の配分割合 1:1 を堅持すべきこと

- 11 月 18 日 自由民主党総務部会で、全国知事会の提案を説明
- 11 月 25 日 政府主催全国知事会議で、鳩山総理大臣に「地方環境税(仮称)」の創設等について要請
- 11 月 30 日 民主党高嶋筆頭副幹事長に「地方環境税(仮称)」の創設等について説明
- 12 月 1 日 原口総務大臣に「地方環境税(仮称)」の創設等について要請
 - 〃 自由民主党税制調査会で、全国知事会の提案について説明
- 12 月 17 日 第 2 回暫定税率・地方環境税・地方税制プロジェクトチーム開催
- 12 月 22 日 平成 22 年度税制改正大綱閣議決定

1. 地方の自主財源の確保

地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする(三党連立政権合意)

地域主権を確立し、地方の自主財源を大幅に増やす(民主党マニフェスト)

2. 地方税の減収は地方税の拡充で対応

暫定税率を廃止する場合に地方に生じる減収額8,100億円は、地方税の拡充で対応すべき。

(国1.7兆円、地方0.8兆円)計2.5兆円の減収

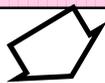
3. 地球温暖化対策の推進と整合性のとれた地方税制の構築

2020年度までに、温室効果ガス25%を国際公約

エネルギー課税は、環境負荷に応じた課税となるよう検討(税制調査会への諮問)

4. 温室効果ガス削減のインセンティブ

温室効果ガス削減のインセンティブとするためには、環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的(地方での課税)



暫定税率の廃止による大幅な減収に的確に対応するため、ガソリンや軽油といった化石燃料に対し、炭素含有量に応じて課税する地方環境税(仮称)を創設すべきである

地方環境税（仮称）の骨子（素案）

全国知事会地方税制小委員会資料より作成

項 目	内 容															
1. 課税主体	都道府県 温暖化効果ガスの削減のインセンティブとするためには、環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的															
2. 課税客体	元売業者又は特約業者からの揮発油及び軽油の引取りで、当該揮発油及び軽油の納入を伴うもの 「地球温暖化対策税」の議論とあわせ、地方税として電気・ガス税を課していた経緯も踏まえ、課税客体の拡大を検討															
3. 納税義務者	元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う揮発油及び軽油の引取りを行なう者															
4. 課税標準	揮発油及び軽油の数量（「消費（販売）」量）															
5. 税率	揮発油等に含まれる「炭素量」に応じた税率とすることが考えられる ⇒ 揮発油 1 : 軽油 1.13 税込規模を約 8,100 億円とした場合 ⇒ 揮発油 9.3 円/ℓ、軽油 10.5 円/ℓ															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">揮発油税＋地方揮発油税(国税)</th> <th style="width: 35%;">軽油引取税(地方税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行税率</td> <td style="text-align: center;">53.8 円/ℓ</td> <td style="text-align: center;">32.1 円/ℓ</td> </tr> <tr> <td>うち 本則税率</td> <td style="text-align: center;">28.7 円/ℓ</td> <td style="text-align: center;">15.0 円/ℓ</td> </tr> <tr> <td>うち 暫定税率</td> <td style="text-align: center;">25.1 円/ℓ</td> <td style="text-align: center;">17.1 円/ℓ</td> </tr> <tr> <td>本則税率＋地方環境税</td> <td style="text-align: center;">38.0 円/ℓ</td> <td style="text-align: center;">25.5 円/ℓ</td> </tr> </tbody> </table>		揮発油税＋地方揮発油税(国税)	軽油引取税(地方税)	現行税率	53.8 円/ℓ	32.1 円/ℓ	うち 本則税率	28.7 円/ℓ	15.0 円/ℓ	うち 暫定税率	25.1 円/ℓ	17.1 円/ℓ	本則税率＋地方環境税	38.0 円/ℓ	25.5 円/ℓ
		揮発油税＋地方揮発油税(国税)	軽油引取税(地方税)													
	現行税率	53.8 円/ℓ	32.1 円/ℓ													
	うち 本則税率	28.7 円/ℓ	15.0 円/ℓ													
うち 暫定税率	25.1 円/ℓ	17.1 円/ℓ														
本則税率＋地方環境税	38.0 円/ℓ	25.5 円/ℓ														
うち 本則税率	28.7 円/ℓ	15.0 円/ℓ														
うち 暫定税率	25.1 円/ℓ	17.1 円/ℓ														
本則税率＋地方環境税	38.0 円/ℓ	25.5 円/ℓ														
6. その他	(1) 普通税とする (2) 自動車重量譲与税等の暫定税率分は、都道府県から市町村へ「税交付金」を交付する (3) その他の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の軽油等の免税制度の取扱い ・施行期日 等 															

総務省
環境自動車税（地方税）

H23～

自動車の保有課税を抜本的に改組し、平成23年度を目途にCO2排出量と税額が連動する仕組みを導入

現在

自動車税
（地方税）

自動車重量税
（国税）

排気量（CC）に応じた課税

車両重量に応じた課税

1.6兆円（21年度地財ベース）

本則分0.4兆円、暫定上乗せ分0.5兆円
（21年度予算ベース）



環境自動車税（地方税）のイメージ

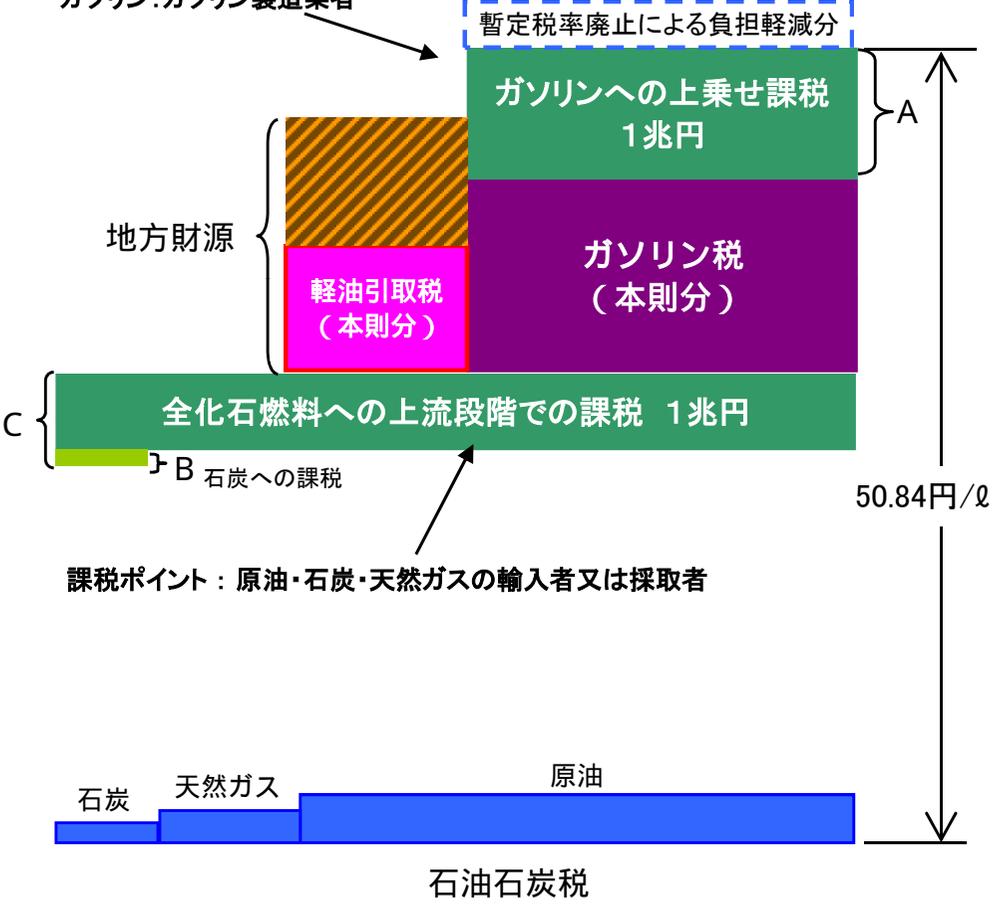
環境損傷負担金的性格
（CO2排出量を勘案した税率）

財産税的性格
（財産的価値を勘案した税率）

環境省
地球温暖化対策税

H22～

課税ポイント
ガソリン：ガソリン製造業者



平成 22 年度税制改正大綱（地方税関係）の概要

総 務 省

政府の税制調査会は、平成 21 年 12 月 22 日、平成 22 年度税制改正大綱を取りまとめた。地方税制に関する概要は以下のとおり。

1 個人住民税の扶養控除

- 16 歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33 万円）を廃止。
- 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12 万円）を廃止し、扶養控除の額を 33 万円とする。
- なお、19 歳以上 23 歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除（45 万円）及び 23 歳以上 70 歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33 万円）については、現行どおり。

2 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

◎ 燃料課税

- 軽油引取税について、現行の 10 年間の暫定税率は廃止。
- 原油価格や石油製品価格が安定的に推移していること、地球温暖化対策との関係に留意する必要があること等から、当分の間、軽油引取税について、現在の税率水準を維持。
- 国民の生活を守るため、原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止するような法的措置を創設。

◎ 車体課税

- 自動車取得税について、現行の 10 年間の暫定税率は廃止。
- 地球温暖化対策の観点から、当分の間、自動車取得税について、現在の税率水準を維持。

- 自動車取得税におけるいわゆる「エコカー減税」について、エコカーの普及に相当の効果があること、その減収が特例交付金で補てんされていることを踏まえ、継続。
- 自動車重量税（国税）の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないよう、自動車重量譲与税の譲与割合を3分の1から1,000分の407に引上げ。

◎ 地球温暖化対策のための税

- 平成23年度実施に向けて成案を得るべく、更に検討。

◎ 地方環境税の検討

- CO₂の排出を抑制するためには、地方税においても、燃料や自動車に対して、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要。
- 地方公共団体が、地球温暖化対策について果たしている役割を踏まえ、地方の財源を確保する仕組みが不可欠。

※平成22年度税制改正大綱抜粋(別紙)

3 たばこ税の税率

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があり、平成22年度においては、税率を次のように引き上げる。

(平成22年10月1日から)

		(現行)		(改正案)	
道府県たばこ税	1,000本につき	1,074円	→	1,504円	
市町村たばこ税	1,000本につき	3,298円	→	4,618円	
合計	1,000本につき	4,372円	→	6,122円	(+1,750円)

(参考1)

国のたばこ税とたばこ特別税を合わせた税率についても、4,372円 → 6,122円 (+1,750円)となり、国と地方の配分比率1:1は維持。

(参考2)

国のたばこ税と合わせれば、1本につき3.5円の引上げであり、これにより5円程度の価格上昇が見込まれる。

4 税負担軽減措置等の見直し等

◎ 地方税における税負担軽減措置等の見直し

納税者の視点に立って、公平で分かりやすい仕組みを構築する観点から、固定資産税、不動産取得税等を中心に見直し。

- ・全体の件数 286 項目
- ・うち 今回見直しの対象としたもの 90 項目
 - 〔 21 年度末期限到来 76 項目 〕
 - 〔 その他 14 項目 〕
- ・見直し結果
 - 拡充：6 項目 単純延長等：27 項目
 - 縮減：10 項目 廃止（サンセット含む）：47 項目

◎ 地方税における税負担軽減措置等の透明化

地方税における税負担軽減措置等の適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、適用実態を把握し、その結果を国会へ報告する。

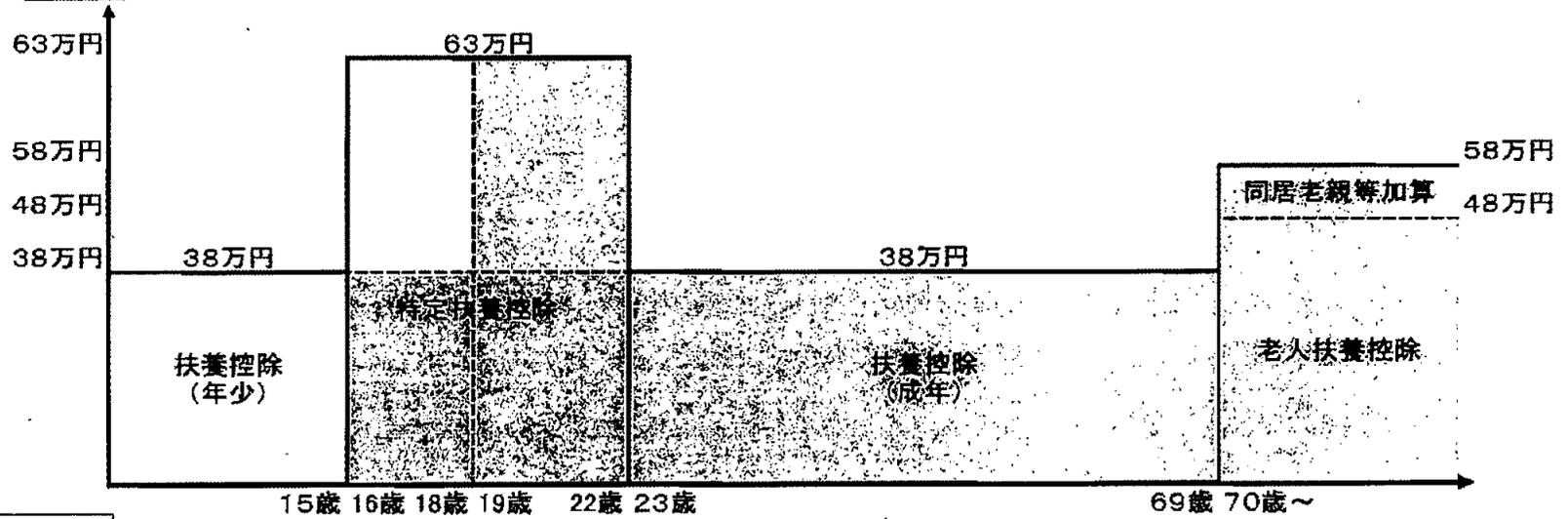
5 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲する。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す。

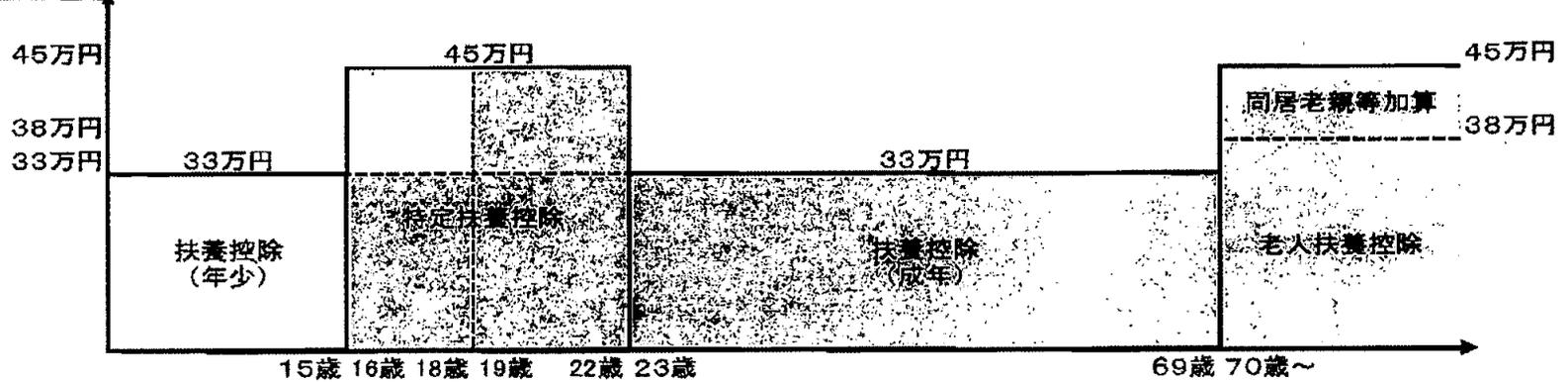
社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

扶養控除等

扶養控除(所得税)



扶養控除(住民税)



平成 22 年度税制改正大綱（抜粋）

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

7．個別間接税

（3）暫定税率、地球温暖化対策のための税等

地球温暖化対策のための税

地球温暖化対策の観点から、1990 年代以降、欧州各国を中心として、諸外国において、エネルギー課税や自動車関連税制などを含む、環境税制の見直し・強化が進んできています。

我が国における環境関連税制による税収の対 GDP 比は、欧州諸国に比べれば低いといえますが、今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成 23 年度実施に向けて成案を得るべく更に検討を進めます。

地方環境税の検討

喫緊の課題である地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組を進め、地球環境に貢献することが求められています。

CO₂の排出を抑制するためには、地方税においても、すでに軽油等に課税していることを踏まえ、燃料や自動車に対して、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要です。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しています。このような地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠です。

「平成 22 年度税制改正大綱」について

平成 21 年 12 月 22 日
全国知事会暫定税率・地方環境税
・地方税制プロジェクトチームリーダー
富山県知事 石井 隆一

本日、「平成 22 年度税制改正大綱」が閣議決定された。

これまでとりまとめにあられた、鳩山総理大臣、原口総務大臣をはじめ政府税制調査会委員各位のご尽力に敬意を表する。

自動車関係税の暫定税率については、当分の間、税率水準を維持することとされた。厳しい地方財政の現状を踏まえた適切な判断と考えている。

また、地球温暖化対策のための税については、平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めることとされた。今後、地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進においては地方団体も大きな役割を担っていること、環境への負荷低減を政策目標とする上では負荷が発生する消費段階での課税が望ましいことなどをふまえ、地域主権の確立に向けて地方税源を充実する観点から地方環境税の検討を進めていただきたい。

また、地方の意見も踏まえ、扶養控除について、所得税と住民税を一体的に見直すこととされたこと、たばこ税の税率について、国と地方の配分割合 1 : 1 を堅持することとされたことは評価したい。

さらに、「地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方」について、「社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築」するとの方針が明記されるとともに、国と地方が対等に協議する場の法制化の議論との関連を整理しつつ、地方税制に関する地方の声を十分反映できる仕組みを検討するとされたことについては、高く評価している。

本日の税制改正大綱決定をふまえ、平成 22 年度当初予算編成がいよいよ大詰めの段階を迎えることとなるが、地方税財源を充実する観点から、三位一体改革により大幅に削減された地方交付税復元のための 1 . 1 兆円の増額が実現するよう強く求めるものである。